

REGULATION (EU) No 995/2010 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market

(Text with EEA relevance)

仮 訳

木材および木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010 年 10 月 20 日の欧州議会および欧州理事会規則 (EU) 995/2010 (EEA (欧州経済共同体) と関連する文章)

Disclaimer

“The translated version of this Regulation is done by FFPRI in collaboration with EFI's EU FLEGT Asia Regional Support Programme for information purposes only. This text doesn't constitute an official translation. Only the version in the 21 EU languages have legal value in the EU.”

この規則の日本語訳は、森林総合研究所国際研究推進室が欧州森林研究所 EU-FLEGT 東アジア地域支援プログラムとの協力により、情報共有のみを目的に行いました。この文章は公的な翻訳を構成するものではありません。欧州連合においては 21 の欧州連合の公式言語版のみが法的価値を持ちます。

**木材および木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010年10月20日の欧州議
会および欧州理事会規則 (EU) 995/2010
(EEA (欧州経済共同体) と関連する文章)**

欧州議会および欧州理事会は、

連する取引が、一層懸念すべき問題となっ
た。

欧州連合の機能に関する条約、および特に
当該条約第192条(1項)を踏まえ、

(3) 違法伐採は広がりのある問題であり、
国際的に非常に懸念されている。違法伐採
により森林破壊や森林劣化のプロセスが進
むため、森林にとって大きな脅威となっ
ており、世界のCO₂排出の約20%の原因とな
っているとともに、生物多様性を損ない、
適用法を遵守して活動する事業者の採算性
も含め、持続可能な森林管理・開発の妨げ
となっている。さらに、砂漠化や土壌侵食
をも引き起こし、極端な天候事象や洪水を
発生させる可能性がある。加えて、社会的、
政治的、経済的な影響を及ぼし、優れたガ
バナンスの確立を妨げ、林業に依存する地
域社会の生活を脅かすことも多く、武力紛
争につながることもある。本規則の背景に
ある違法伐採の問題と闘うことで、費用対
効果の高い方法で欧州連合による気候変動
緩和の取り組みに貢献することが期待され
るため、気候変動に関する国際連合枠組み
条約に基づく欧州連合の行動・取り組みを
補完するものと位置づけられるべきである。

欧州委員会からの提案を踏まえ、

欧州経済社会委員会⁽¹⁾の意見を踏まえ、

地域委員会に協議の上、

通常立法手順⁽²⁾に準拠し、

以下の事情を踏まえて、

(1) 森林により、木材や木材以外の森林
製品、さらには生物多様性や生態系の機能
を維持し、気候体系を保護するなど人間に
とって欠かせない環境的機能を含めて、幅
広い環境的、経済的、社会的利益がもたら
される。

(2) 全世界的な木材および木材製品に対
する需要の増大に加えて、数多くの木材生
産国における林業分野の制度およびガバナ
ンス面での欠陥ゆえに、違法伐採および関

⁽¹⁾ OJ(欧州議会官報) C 318, 2009年12月23日、
88ページ。

⁽²⁾ 2009年4月22日の欧州議会意見書(OJ C 184
E, 2010年7月8日、145ページ)、2010年3月
1日の第一読会における欧州理事会の意見書(OJ
C 114 E, 2010年5月4日、17ページ)、ならび
に2010年7月7日の欧州議会の意見書(官報には
未掲載)。

(4) EU第6次環境行動計画⁽³⁾について
定めた2002年7月22日の欧州議会および
欧州理事会の決定1600/2002/ECでは、優
先的行動として違法伐採された木材の取引
の予防・取締に向けて積極的な対策を実施
する可能性について検討すること、ならび

⁽³⁾ OJ L 242, 2002年9月10日、1ページ。

に欧州連合および加盟国が森林に関連する問題における世界的・地域的な決議および協定の履行に向けて積極的な関与を継続することが盛り込まれている。

(5) 「森林法施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) : EU 行動計画に向けた提案」と題された 2003 年 5 月 21 日の欧州委員会報告書では、持続可能な森林管理実現に向けた欧州連合の取り組み全体の中で、違法伐採および関連する取引という問題の解決に向けた国際的な取り組みを支援するために、数々の対策が提案されている。

(6) 欧州議会および欧州理事会は上記の報告書を歓迎し、欧州連合が違法伐採の問題解決に向けた世界的な取り組みを支援する必要があることを認識した。

(7) 上記報告書の目的、すなわち木材生産国の国内法に準拠して生産された木材製品のみ欧州連合に輸出可能とするという目的に沿って、欧州連合は木材生産国（パートナー国）との間で自主的・二国間協定

(FLEGT VPA) の締結に向け交渉しており、協定が締結されれば当事国は許可制度を実施し、締結された FLEGT VPA で特定されている木材および木材製品の取引を規制する法的拘束力のある義務を負う。

(8) 問題の規模の大きさおよび緊急性を考慮し、違法伐採および関連取引に対する積極的な取り締まりを支援し、FLEGT VPA イニシアチブを補足・強化し、森林保護に向けた政策と、気候変動・生物多様性喪失への対策など高レベルの環境保護実現

に向けた政策の相乗作用を一層向上させることが必要である。

(9) 欧州連合との間で FLEGT VPA を締結した諸国による取り組み、ならびに特に合法的に生産された木材の定義など、この協定に盛り込まれている原則について認識され、また各国が FLEGT VPA を締結するよう一層の奨励がなされる必要がある。また、FLEGT の許可制度では、関連する国内法に準拠して伐採された木材およびそのような木材を用いた木材製品でなければ欧州連合に輸出できないことが理解されなければならない。したがって、木材の欧州共同体への輸入に関する FLEGT の許可制度確立に関する 2005 年 12 月 20 日の欧州理事会規則 (EC) 2173/2005⁽¹⁾ の付属資料 II および III に列挙された木材製品に用いられている木材のうち、本規則の付属資料 I に列挙されている国から輸入されたものは、その木材製品が本規則および施行規定を遵守している限り、合法的に伐採されたものとみなされる。

(10) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) では、CITES 締結国のみに対し、CITES で列挙されている種が輸出元の国の国内法などに準拠して採取された場合に CITES に基づく輸出許可を付与するよう義務付けていることも踏まえる必要がある。従って、取引規制による野生動植物種の保護に関する 1996 年 12 月 9 日の欧州理事会規則 (EC) 338/97 の付属資料 A、B、C⁽²⁾ に列挙された

⁽¹⁾ OJ L 347, 2005 年 12 月 30 日、1 ページ。

⁽²⁾ OJ L 61, 1997 年 3 月 3 日、1 ページ。

種の木材は、その規則および一切の施行規定を遵守している限り、合法的に伐採されたとみなされる。

(11) 再利用された木材・木材製品の使用は推奨されるべきであり、またそのような製品を本規則の対象とすることは事業者に対し不均衡な負担を強いるものとなることを考慮し、ライフサイクルを終え、再利用されなければ廃棄物として処分されることになる使用済の木材および木材製品は、本規則の規制対象から除外される。

(12) 違法に伐採された木材あるいは違法伐採木材由来の木材製品を最初に域内市場に出荷することは、本規則に基づく措置の一つとして禁止される。違法伐採やその根本的原因、及ぼす影響の複雑さを考慮し、事業者の行動をターゲットとする対策など、特別な対策を実施する必要がある。

(13) FLEGT の行動計画の一環として、欧州委員会、および場合により加盟国は、様々な国における違法伐採の規模および性質に関する調査研究を支援・実施し、得られた情報を公開し、また木材生産国の適用法について事業者に対し実際的な指導を行う際の支援を行うことができる。

(14) 国際的に合意された定義が存在しないため、規則やその国が締結している関連する国際協定のその国における実施方式などを含め、木材伐採国の法律を違法伐採に関する定義の基礎として用いる必要がある。

(15) 多くの木材製品は、最初に域内市場に出荷される前および後で、数多くの工程を経ている。不要な事務的負担がかかることを避けるため、域内市場に最初に木材および木材製品を出荷する事業者のみがデューディリジェンスシステムの対象となり、一方で木材および木材製品のトレーサビリティを確保するために、サプライチェーンの取引業者は納入業者および購入者に関する基本的な情報を提供する義務を負う。

(16) 体系的アプローチに基づき、最初に域内市場に木材および木材製品を出荷する事業者は、域内市場に違法伐採された木材や違法伐採木材に由来する木材製品が出荷されないよう、適切な措置を講じなければならない。そのため、事業者は域内市場に違法伐採の木材や違法伐採木材に由来する木材製品を出荷するリスクを最低限に抑えるための体系化された対策・手続きを用いて、適切な注意を払う必要がある。

(17) デューディリジェンスシステムには、情報へのアクセス、リスク評価および特定されたリスクの軽減という、リスク管理特有の3つの要素が含まれる。デューディリジェンスシステムにより、域内市場に最初に出荷される木材および木材製品の出所ならびに納入業者に関する情報にアクセスできるようになるが、その情報には例えば適用法の遵守、伐採国、種、数量、場合によっては国内の地域や伐採許可などの関連情報が含まれる。この情報を元に、事業者はリスク評価を行わなければならない。リスクが特定された場合、違法伐採の木材および違法伐採の木材に由来する木材製品

が域内市場に出荷されないよう、事業者は特定されたリスクに見合う方法でリスクの軽減を図る必要がある。

(18) 不必要な事務的負担を避けるため、本規則の定める要件に合致したシステムあるいは手順をすでに利用している事業者は、新たなシステムを立ち上げる必要はない。

(19) 林業部門における優れた実践を認識するため、リスク評価手続きにおいては適用法の遵守を確認する仕組みなど、認証制度やその他の第三者が確認する制度を用いることができる。

(20) 木材部門は欧州連合の経済で重要な役割を果たしている。事業者団体は大規模な形で事業者の利害を代表し、様々な利害関係者と関わり合うことから、当該部門における重要な当事者である。これらの団体はまた、適用法を分析し会員が法を遵守することを容易にする上で必要な専門知識や能力を身につけているが、市場を支配するためにこの能力を用いてはならない。本規則の履行を容易にし、優れた実践の普及を進めるために、本規則の要件に合致するデューディリジェンスシステムを整備した団体を認証することが望ましい。監督団体に対する認証および認証の取り消しは、公平かつ透明な方法で実施される必要がある。事業者が利用できるよう、このような認証を受けた団体の一覧は公開されなければならない。

(21) 管轄官庁は、監督団体が本規則の定める義務を効果的に履行しているかどうか

を確認するために、監督団体に対し定期的に検査を実施する必要がある。さらに、第三者から具体的な懸念が出された場合など、関連情報を得た場合、管轄官庁は検査を実施するよう努めなければならない。

(22) 管轄官庁は、事業者が本規則の定める義務を効果的に履行していることを監督する義務を負う。そのために、管轄官庁は事業所における検査や現場査察も含め、適切な計画に基づいた正式な検査を実施し、事業者に対し必要に応じて是正措置を講じるよう要求できなければならない。さらに、第三者から具体的な懸念が出された場合など、関連情報を得た場合、管轄官庁は検査を実施するよう努めなければならない。

(23) 管轄官庁は検査に関する記録をつけ、環境情報への一般のアクセスに関する2003年1月28日の欧州議会および欧州理事会の指令2003/4/EC⁽¹⁾に従い、関連情報を公開しなければならない。

(24) 違法伐採および関連取引の国際的な性格を考慮し、管轄官庁は相互に協力し、また第三国の行政当局や欧州委員会と協力することが求められる。

(25) 域内市場に木材または木材製品を出荷する事業者が本規則の定める要件を遵守しやすくするために、中小企業のおかれている状況を考慮し、加盟国は必要に応じて欧州委員会の支援を受けつつ、事業者に対し技術面その他の支援を行い、情報交換を推進することができる。このような支援

⁽¹⁾ OJ L 41, 2003年2月14日、26ページ。

を行った場合も、事業者が適切な注意を払う義務を免除してはならない。

(26) 取引業者および監督団体は、本規則の目的達成を損ねかねない措置を講じることは自制しなければならない。

(27) 加盟国は、事業者、取引業者、監督団体などが本規則に違反した場合、効果的で釣り合いの取れた抑止力のある罰則により制裁を受けるようにしなければならない。違法伐採の木材または違法伐採の木材に由来する木材製品を域内市場に出荷することを禁止する規定への違反行為に対して効果的で釣り合いの取れた抑止力のある罰則が適用された後、そのような木材・木材製品を必ずしも破壊するのではなく、公益上の目的で利用または処分することを認める規定を国内法で盛り込むことは認められる。

(28) 欧州委員会は、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第290条に準拠し、監督団体の認証および認証取消手続き、本規則ですでに規定のある基準を補足する上で必要な別の関連リスク評価基準、ならびに本規則の適用対象とする木材および木材製品の一覧に関して、委任法を採択することができる。欧州委員会が専門家レベルを含めた準備作業の最中に適切な協議を行うことは特に重要である。

(29) 実施に向けて均一な条件を確保するために、管轄官庁が監督団体に対し実施する検査の頻度および性質に関する詳細な規則、ならびにより詳しい関連リスク評価

基準を除いたデューディリジェンスシステムに関する詳細な規則を採択できるよう、欧州委員会に対し実施権限が付与される。TFEU第291条に従い、欧州委員会の実施権限行使にあたり加盟国が行う監督の仕組みに関する規則および一般原則については、通常の立法手続きに基づき採択される規則で事前に定められる。その新しい規則の採択までの間は、欧州委員会に対し付与される実施権限の行使に関する手続きを定める1999年6月28日の欧州理事会決定1999/468/EC⁽¹⁾が引き続き適用されるが、手続審査委員会による手続きについては例外とし、適用されない。

(30) 事業者および管轄官庁に対して、本規則の定める要件に合致すべく準備できるよう、合理的な期間が与えられる。

(31) 本規則の目的すなわち違法対策および関連取引に対する取り締まりは、加盟国の個別の取り組みで実現することは不可能であり、規模の理由上、欧州連合レベルで取り組むほうが実現は容易であるため、欧州連合は欧州連合条約第5条の定める補完性原則に基づき措置を講じる場合がある。欧州連合条約第5条の定める均衡性原則に基づき、本規則はその目的達成に必要な範囲を超えて適用されることはない。

以上の背景に基づき、以下の規則を採択する。

第1条 主題

⁽¹⁾ OJ L 184, 1999年7月17日、23ページ。

本規則は、域内市場に最初に木材および木材製品を出荷する事業者および取引業者の義務を定めるものである。

第2条 定義

本規則では、以下の定義が適用される。

(a) 「木材および木材製品」とは、付属資料に定めのある木材および木材製品を指しているが、廃棄物に関する2008年11月19日の欧州議会および欧州理事会指令2008/98/ECの第3条(1項)の定義に基づき⁽²⁾、ライフサイクルを完了し、再利用されない場合廃棄物として処分される木材または木材製品から製造された木材製品または木材製品の構成要素は除外される。

(b) 「市場に出荷する」とは、商業活動の中で流通または使用を意図して木材または木材製品を最初に域内市場に供給することを意味しており、その方法や販売に用いる技術は問わず、また対価を受け取るか無料かを問わない。また、遠距離契約に関する消費者の保護に関する1997年5月20日の欧州議会および欧州理事会指令97/7/EC⁽³⁾の定める遠距離コミュニケーションによる供給も対象となる。すでに域内市場に出回っている木材または木材製品を用いて製造した木材製品を域内市場に供給することは、「市場に出荷する」ことに該当しない。

(c) 「事業者」とは、木材または木材製品を市場に出荷する一切の自然人または法人を指す。

(d) 「取引業者」とは、商業活動の一環として、すでに域内市場に出荷された木材または木材製品を域内市場にて販売または購入する一切の自然人または法人を意味する。

(e) 「伐採国」とは、木材、木材製品に用いられた木材が伐採された国または領域を意味する。

(f) 「合法的に伐採された」とは、伐採国の適用法に基づき伐採されたことを意味する。

(g) 「違法に伐採された」とは、伐採甲の適用法に違反して伐採されたことを意味する。

(h) 「適用法」とは、以下の分野を網羅する、伐採国で適用される法律を意味する。

— 法律に基づき公告された範囲内で木材を伐採する権利。

— 木材伐採に課せられる税金を含め、伐採権および木材に対する代金支払い。

— 木材伐採。木材伐採と直接関係している場合、森林管理や生物多様性保全を含む環境・森林法も対象となる。

⁽²⁾ OJ L 312, 2008年11月22日、3ページ。

⁽³⁾ OJ L 144, 1997年6月4日、19ページ。

一 木材伐採により影響を受ける、利用および所有権に関する第三者の法的権利。

一 林業分野に関連する取引および関税。

第3条

FLEGT および CITES の対象となる木材および木材製品の地位

規則 (EC) 2173/2005 の付属資料 II および III に列挙され、本規則の付属資料 I に一覧の示されているパートナー国で生産され、本規則およびその施行規定を遵守している木材製品に用いられている木材は、本規則上合法的に伐採されたとみなされる。

規則 (EC) 338/97 の付属資料 A、B、C に列挙された種に属し、その規則および施行規定を遵守している木材は、本規則上合法的に伐採されたとみなされる。

第4条

事業者の義務

1. 違法に伐採された木材または違法伐採の木材に由来する木材製品を市場に出荷することは禁止される。

2. 事業者は、市場に木材または木材製品を出荷する際、適切な注意を払わなければならない。そのために事業者が用いる必要のある手続きおよび対策の枠組みを、以下では第6条に定める通り「デューディリジェンスシステム」と称する。

3. 事業者は、第8条で触れられている監督団体により立案されたデューディリジェンスシステムを使用する場合を除き、使用するデューディリジェンスシステムを管理し、定期的に評価しなければならない。国内法で存在する既存の監督制度、また本規則の要件を満たす一切の管理方法の自発的な仕組みは、デューディリジェンスシステムの基礎として使用することができる。

第5条

トレーサビリティに関する義務

取引業者は、サプライチェーン全体を通し、以下の事項について特定できる状態でなければならない。

(a) 木材および木材製品を納入した事業者または取引業者。

(b) 該当する場合、木材および木材製品を納入した先の取引業者。

取引業者は、(a)項に該当する情報を最低5年保存し、管轄官庁からの求めがある場合その情報を管轄官庁に提出しなければならない。

第6条

デューディリジェンスシステム

1. 第4条(2項)で言及されているデューディリジェンスシステムには、以下の要素が含まれる必要がある。

(a) 事業者による市場への木材または木材製品の出荷に関する以下の情報へのアクセスを提供する措置・手続き。

— 製品の商標および種類、樹種の一般名、該当する場合は完全な学名。

— 伐採国、また該当する場合は以下の情報。

(i) 木材の伐採された国内の地域。

(ii) 伐採許可。

— 数量(体積、重量または単位数で示す)。

— 事業者が納品した業者の名称および住所。

— 木材および木材製品が納入された先の取引業者の名称および住所。

— その木材および木材製品が適用法を遵守していることを示す文書その他の情報。

(b) 違法に伐採された木材あるいは違法伐採の木材に由来する木材製品が市場に出荷されるリスクを事業者が分析・評価できるようにするリスク評価手続き。

この手続きでは、(a)項に示した情報の他、以下のような関連するリスク評価基準を考慮に入れる必要がある。

— 適用法を遵守していることを確かめる。適用法遵守を基準に含めている認証制度ま

たはその他の第三者による確認制度などが含まれる。

— 特定の樹種の違法伐採に関する規模。

— 伐採国あるいは木材が伐採された国内の地域、またはその両方において、違法伐採あるいは違法業務の行われている規模。

— 国連安全保障理事会または欧州連合理事会が木材の輸出入に対して課した制裁。

— 木材および木材製品のサプライチェーンの複雑さ。

(c) (b)項で示したリスク評価手続きにおいて特定されたリスクが無視できる程度である場合を除き、リスク軽減に向けた手続き。リスクを効果的に最小限にする上で適切かつ釣り合いの取れた数々の対策・手続きが用いられ、追加的な情報・文書や第三者による認証が求められる場合がある。

2. 第1条1(b)項の第2段の文章で言及された追加的な関連リスク評価基準に関するものを除き、第1項の規定の均一な実施を図る上で必要な詳細規則については、第18条(2項)で触れられている規則手続きに基づき採択される。この規則は2012年6月3日までに採択予定である。

3. 市場の発展および本規則の実施で得られた経験、特に第13条に言及のある情報交換および第20条(3項)に言及のある報告を通して確認された事項を考慮し、欧州委員会はデューディリジェンスシステムの効

果性を確保する目的で、本条の1(b)項2段に示された基準を補完するために必要な追加的な関連リスク評価基準に関して、TFEU第290条に基づき委任法を採択することがある。

本項で言及されている委任法については、第15条、第16条、第17条に規定された手続きが適用される。

第7条 管轄官庁

1. 各加盟国は、本規則の適用に責任を負う管轄官庁を一つまたは複数指定しなければならない。

加盟国は2011年6月3日までに、管轄官庁の名称および住所を通知する義務を負う。管轄官庁の名称または住所に変更が生じた場合、加盟国は欧州委員会に対し通知しなければならない。

2. 欧州委員会は、管轄官庁の一覧をインターネット上などで公開する。一覧は定期的に更新するものとする。

第8条 監督団体

1. 監督団体の役割は以下の通りとする。

(a) 第6条に定めのあるデューディリジェンスシステムを管理し、定期的に評価し、事業者に対しその利用権を認める。

(b) 利用権を認められた事業者が、管理するデューディリジェンスシステムを適切に利用していることを確かめる。

(c) 事業者がデューディリジェンスシステムを適切に利用していない場合、特に事業者が重大または反復的な違反を犯している場合は管轄官庁に通報することも含めて、適切な措置を取る。

2. 団体は、以下の要件に合致している場合監督団体として認証を申請することができる。

(a) 法人格を有し、欧州連合内で法的地位を有していること。

(b) 第1項で示されている業務を遂行する上で適切な専門知識および能力を有していること。

(c) 業務遂行に当たり一切の利害衝突がないことを保証できること。

3. 欧州委員会は、関係する加盟国に協議の上、第2項の定める要件を満たす申請者を監督団体として認証する。

監督団体に対する認証付与の決定は、全加盟国の管轄官庁に対し欧州委員会から通知される。

4. 管轄官庁は、管轄官庁の管轄権が及ぶ領域で活動している監督団体が、第1項の定める業務を遂行し続けており、第2項の定める要件を遵守していることを確かめる

ために、定期的な間隔で検査を行わなければならない。加盟国の管轄官庁が、第三者から具体的な懸念が示された場合など関連情報を得た場合、あるいは監督団体が定めたデューディリジェンスシステムを事業者が履行する上での欠陥を発見した場合にも、検査を実施することができる。検査の結果報告は、指令 2003/4/EC に基づき公開されなければならない。

5. 監督団体が第 1 項の定める業務をもはや遂行していない、または第 2 項の定める要件を遵守していないと管轄官庁が判断した場合、遅滞なく欧州委員会に対し通知する義務を負う。

6. 欧州委員会は、特に第 5 項の定めに基づき提供された情報を根拠に、管轄団体が第 1 項の定める業務をもはや遂行していない、または第 2 項の定める要件を遵守していないと判断した場合、監督団体の認証を取り消す。監督団体の認証を取り消す前に、欧州委員会は関係する加盟国に対し通知する義務を負う。

監督団体に対する認証取り消しの決定は、全加盟国の管轄官庁に対し欧州委員会から通知される。

7. 監督団体の認証付与および取り消しに関する手続規則を補足し、経験を踏まえて必要な場合はその手続規則を修正するために、欧州委員会は認証付与および取り消しが公平かつ透明な方法で行われるよう図り、TFEU 第 290 条に基づき委任法を採択することができる。

本項で言及されている委任法については、第 15 条、第 16 条、第 17 条に示されている手続きが適用される。この委任法は 2012 年 3 月 3 日までに採択予定である。

8. 監督団体に対する効果的な監督および第 4 項の定める検査の均一な実施を図る上で必要な、第 4 項の定める検査の頻度および性質に関する詳細規則は、第 18 条 (2 項) で言及されている規則手続きに基づき採択される。この規則は 2010 年 6 月 3 日までに採択される。

第 9 条

監督団体一覧

欧州委員会は欧州連合官報 C シリーズに監督団体の一覧を公表し、ウェブサイトで一覧を公開する。一覧は定期的に更新される。

第 10 条

事業者に対する検査

1. 管轄官庁は、事業者が第 4 条および第 6 条の定める要件を遵守していることを確認するため、検査を行う必要がある。

2. 第 1 項で言及されている検査は、リスクベースのアプローチを用いて、定期的に見直される計画に基づき実施されなければならない。さらに、管轄官庁が、事業者による本規則の遵守に関して第三者から具体的な懸念が示された場合など、関連情報を得た場合に検査を実施することができる。

3. 第1項で言及されている検査には、例えば以下のような項目を含めることができる。

(a) デューディリジェンスシステムに対する確認。リスク評価およびリスク軽減手続きを含む。

(b) デューディリジェンスシステムおよび手続きが適正に機能していることを証明する文書および記録に対する確認。

(c) ランダムな検査。現場査察を含む。

4. 事業者は、特に敷地へのアクセスや文書・記録の提示など、第1項で言及されている検査の実施を容易にするために必要な一切の支援を行わなければならない。

5. 第1項で言及されている検査の結果欠陥が発見された場合に関する規定のある第19条を損ねることなく、管轄官庁は事業者に対し是正措置を講じるよう通知することができる。さらに、発見された欠陥の性質によっては、加盟国は以下を含む緊急の暫定的措置を講じることができる。

(a) 木材・木材製品の押収。

(b) 木材・木材製品の販売禁止。

第11条 検査記録

1. 管轄官庁は第10条(1項)の定める検査の記録をつけ、特にその性質や結果につ

いて示すほか、ならびに第10条(5項)に基づき公布される是正措置に関する通知について記録しなければならない。全ての検査記録の最低保存期間は5年とする。

2. 第1項に記された情報は、指令2003/4/ECに基づき利用可能とされなければならない。

第12条 協力

1. 本規則の遵守を図るために、管轄官庁は相互に、また第三国の行政当局や欧州委員会と協力しなければならない。

2. 管轄官庁は第8条(4項)および第10条(1項)で言及されている検査により発見された深刻な欠陥、ならびに第19条に基づき課せられた制裁の種類に関する情報を、他の加盟国の管轄官庁および欧州委員会とやりとりする必要がある。

第13条 技術支援、指導、情報交換

1. 中小企業の置かれている状況を考慮し、特に第6条に基づくデューディリジェンスシステムの実施に関して、本規則の定める要件を遵守することを容易にするために、第4条(2項)に定めのある適切な注意を行使する事業者の義務を損なうことなく、加盟国は、必要に応じて事業者に対し技術その他の面での支援・指導を行うことができる。

2. 加盟国は、必要に応じて欧州委員会から支援を受けた上で、特に事業者が第6条(1項)(b)の定めるリスク評価を行う際に支援する目的で、違法伐採に関する関連情報、ならびに本規則の実施に関する優れた実践についての情報の交換・普及を推進することができる。

3. 支援は、管轄官庁の責任を損なうことを避け、また本規則の施行における管轄官庁の独立性を保つような方法で実施されなければならない。

第14条 付属資料の修正

本規則の実施において得られた経験、特に第20条(3項)で言及されている報告により確認された経験や、第13条で触れられている情報交換を通して得られた経験を考慮し、また木材や木材製品の技術的特徴、エンドユーザーおよび製造工程に関する新事実を踏まえて、欧州委員会は付属資料に定めのある木材および木材製品の一覧を修正・補足する形で、TFEU第290条に準拠して委任法を採択することができる。委任法は、事業者に対し不釣り合いな負担を生じさせるものであってはならない。

本章で触れた委任法については、第15条、第16条および第17条に定めのある手続きが適用される。

第15条 委任の行使

1. 2010年12月2日より7年の間、第6条(3項)、第8条(7項)および第14項で言及されている委任法を採択する権限が欧州委員会に対し付与される。欧州委員会は、本規則の適用開始日後3年の期間が終了する遅くとも3ヶ月前までに、委任された権限に関する報告書を作成する。権限の委任は、欧州議会または欧州理事会が第16条に基づき撤回しない限り自動的に同一期間延長される。

2. 欧州委員会は委任法を採択した場合、欧州議会および欧州理事会に同時に通知しなければならない。

3. 委任法を採択する権限は、第16条および第17条に定めのある条件の下で欧州委員会に対し付与される。

第16条 委任の撤回

1. 第6条(3項)、第8条(7項)および第14条に定められた権限の委任は、欧州議会または欧州理事会によりいつでも撤回される場合がある。

2. 権限の委任を撤回すべきかどうか判断する内部手続きを開始した機関は、最終決定を下すより前の合理的な期間内に他の機関および欧州委員会に対し通知を行い、その際に撤回対象の可能性のある委任された権限および撤回理由を示さなければならない。

3. 撤回決定により、その決定で明記された権限の委任は終了する。撤回は即座に、または決定で明記されたより後の日付に発効する。すでに施行されている委任法の効力に影響は及ぼさない。撤回は欧州連合官報に掲載される。

第 17 条

委任法に対する異議

1. 欧州議会または欧州理事会は、通知後 2 カ月の間に委任法に対し異議を申し立てることができる。欧州議会または欧州理事会の発案がある場合、この期間を 2 カ月の間延長される。

2. 上記期間の満了後、欧州議会・欧州理事会のいずれも委任法に対し異議を申し立てなかった場合、欧州連合官報に掲載され、官報に記された日付に発効する。

欧州議会および欧州理事会の両方が、異議を申し立てないという意志を欧州委員会に対し通知した場合、上記期間満了前に委任法が欧州連合官報に掲載され、発効する場合がある。

3. 欧州議会および欧州理事会が委任法に対し異議を申し立てた場合、その法律は発効しない。異議を申し立てた機関は、その委任法に異議を申し立てる理由を示さなければならない。

第 18 条

委員会

1. 欧州委員会は、規則 (EC) 2173/2005 の第 11 条に基づき設立される森林法施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) 委員会による補佐を受ける。

2. 本項について言及する場合、決定 1999/468/EC の第 5 条および第 7 条が、当該決定の第 8 条の規定に関して適用される。

決定 1999/468/EC の第 5 条 (6 項) で定められた期間は 3 ヶ月となっている。

第 19 条

罰則

1. 加盟国は本規則の規定に違反した場合に適用される罰則規定を定め、規定が実施されるよう必要な一切の措置を講じなければならない。

2. 規定される罰則は効果的で、均衡が取れており、抑止力を持つものでなければならず、特に以下の項目を盛り込むことができる。

(a) 違反行為により生じた環境の損失、関係する木材または木材製品の価値、税金の損失、経済的損害に見合った罰金。そのような罰金の計算は、職業を営む正当な権利と関係なく自らの犯した重大な違反行為により得た経済的利益を行為の責任者から効果的に没収できるような水準に設定し、重大な違反行為が繰り返される場合徐々に罰金の水準を上げていく。

(b) 関係する木材および木材製品の押収。

(c) 取引許可の即座の停止。

3. 加盟国は欧州委員会に対しこのような罰則規定を通知し、その後罰則規定の内容に影響を与える修正を行った場合は直ちに通知する。

第20条 報告

1. 加盟国は欧州委員会に対し、2013年3月3日以降2年おきに4月30日までに、過去2年間における本規則の適用状況に関する報告書を提出しなければならない。
2. 提出された報告書を元に、欧州委員会は2年おきに報告書を作成し欧州議会および欧州理事会に提出する。報告書の作成にあたり、欧州委員会は規則(EC) 2173/2005に準拠したFLEGT VPAの締結・運用に関する進捗について、ならびにVPAが違法に伐採された木材および違法伐採木材由来の木材製品の域内市場流通に対する取り締まりにどの程度貢献しているか考慮することが求められる。
3. 2015年12月3日までに、またその後は6年おきに、欧州委員会は本規則の適用状況に関する報告および経験に基づき、違法に伐採された木材および違法伐採木材由来の木材製品の市場流通防止効果も含めて、本規則の機能および効果について再検討するよう求められる。特に、中小企業に対する事務的負担および対象製品の範囲につい

て検討しなければならない。必要に応じて、報告書に適切な法制化提案を添えてもよい。

4. 第3項で触れられている報告書では最初に、本規則の付属資料で列挙されている木材および木材製品の一覧に含めることも視野に入れて、関連部門の競争力を特に考慮しつつ、合同関税品目分類表の第49章に記された製品に関して、現在の欧州連合の経済・貿易上の状況に対する評価を行わなければならない。

上段で触れられている報告書では、第4条(1項)に定めのある違法に伐採された木材および違法伐採木材由来の木材製品の出荷禁止、および第6条に定めのあるデューデュリジェンスシステムの効果についても評価を行うことが求められる。

第21条 施行および適用

本規則は欧州連合官報に掲載されてから20日目に施行される。

2013年3月13日より適用される予定である。しかし、第6条(2項)、第7条(1項)、第8条(7項)および第8条(8項)は2010年12月2日より適用される。

本規則は全ての加盟国で全面的に拘束力を有し、直接適用される。

ストラスブール、2010年10月20日

2010年11月12日

英語版

欧州連合官報

欧州議会

議長

J. ブゼック

欧州理事会

理事長

O. シャステル

付属資料

以下、実行関税定率表で正式に使用されている定訳があるので、正式な日本語表現をそのまま用いてある。http://www.hs-find.ath.cx/hscodetariff/tariff_44.jsp

理事会規則 (EEC) 2658/87⁽¹⁾の付属資料 1 の定める合同関税品目分類表の分類による木材および木材製品で、本規則が適用されるもの

- 4401 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。） 、 薪材並びにチップ状又は小片状の木材

- 4403 木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）

- 4406 木製の鉄道用又は軌道用のまくら木

- 4407 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）

- 4408 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。） 、 合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）

- 4409 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）

- 4410 パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード (OSB) その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）

⁽¹⁾ 関税および統計的分類表、ならびに共通関税率に関する 1987年7月23日の欧州理事会規則 (EEC) (OJ L 256, 1987年9月7日、1ページ)。

- 4411 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）

- 4412 合板、ベニヤパネルその他これらに類する積層木材

- 4413 00 00 改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は型材のものに限る。）

- 4414 00 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁

- 4415 木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠

（市場で販売されている別の製品を支え、防護し、あるいは運ぶための包装材としてのみ使用される、包装用でない資材）（この文は定訳なし）

- 4416 00 00 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）

- 4418 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）

- 合同関税品目分類表第 47 章および第 48 章のパルプおよび紙。ただし、竹を主に用いたもの、および回収された（廃棄物およびスクラップ）製品は除く。（この文は定訳なし）

- 9403 30, 9403 40, 9403 50 00, 9403 60, 9403 90 30 木製家具

- 9406 00 20 プレハブ建築物